

売木村過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

長野県下伊那郡売木村

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 基本的な事項 | 1 |
| (1) 村の概況 | 1 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 2 |
| (3) 売木村の行財政状況 | 4 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針..... | 6 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 9 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項..... | 10 |
| (7) 計画期間 | 10 |
| (8) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 10 |
| 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 10 |
| (1) 現況と問題点 | 10 |
| (2) その対策 | 11 |
| (3) 計画 | 11 |
| 3. 産業の振興 | 12 |
| (1) 現況と問題点 | 12 |
| (2) その対策 | 13 |
| (3) 計画 | 14 |
| (4) 産業振興促進事項..... | 16 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 16 |
| 4. 地域における情報化 | 16 |
| (1) 現況と問題点 | 16 |
| (2) その対策 | 16 |
| (3) 計画 | 17 |
| 5. 交通施設の整備、交通手段の確保..... | 17 |
| (1) 現況と問題点 | 18 |
| (2) その対策 | 18 |
| (3) 計画 | 18 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 19 |
| 6. 生活環境の整備 | 20 |
| (1) 現況と問題点 | 20 |
| (2) その対策 | 21 |
| (3) 計画 | 21 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 23 |
| 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進..... | 23 |
| (1) 現況と問題点 | 23 |
| (2) その対策 | 24 |
| (3) 計画 | 24 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 25 |
| 8. 医療の確保 | 25 |
| (1) 現況と問題点 | 25 |
| (2) その対策 | 25 |
| (3) 計画 | 25 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 26 |
| 9. 教育の振興 | 26 |

| | |
|------------------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 26 |
| (2) その対策 | 26 |
| (3) 計画 | 27 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 27 |
| 10. 集落の整備 | 28 |
| (1) 現況と問題点 | 28 |
| (2) その対策 | 28 |
| (3) 計画 | 28 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 29 |
| 11. 地域文化の振興等 | 29 |
| (1) 現況と問題点 | 29 |
| (2) その対策 | 29 |
| (3) 計画 | 29 |
| 12. 再生可能エネルギーの利用の推進..... | 29 |
| (1) 現況と問題点 | 29 |
| (2) その対策 | 29 |
| (3) 計画 | 29 |
| 13. その他地域の自立促進に関し必要な事項 | 29 |
| (1) 現況と問題点 | 29 |
| (2) その対策 | 30 |
| (3) 計画 | 30 |
| 事業計画 | 31 |

1. 基本的な事項

(1) 村の概況

ア. 村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然

売木村は長野県の南端に位置し、東と北に阿南町、西に根羽村、平谷村、南は愛知県豊根村に山嶺をもって接している。村をとりまく山々は1,000m～1,300mの小起伏状の山陵で形成されている。標高は村の中心部で823m、面積は43.43k㎡。村内には売木川、軒川、岩倉川の3河川が盆地状の谷をつくって北東に流れ、その流れに沿って7つの集落と耕地が形成されている。3河川は村のほぼ中心部で合流し、売木川となり和知野川と合流して天竜川に注いでいる。

年間の最高気温は33.2℃、最低気温-12.5℃、年平均気温11.2℃であり、夏季には日中暖かく夜は気温が下がり日較差の大きい気候である。冬季には、降雪もあり気温は低く凍結が厳しい。年間降水量は2,146mmと多く、降雪時期も12月初旬から3月下旬で4ヶ月と長い。地質は、領家帯に属する変成岩類と花崗岩類が大部分を占め、一部の地帯には第三紀層もみられる。土質は、花崗岩崩積土由来の砂壤土が優勢である。

②歴史

売木村は明治維新までは、飯島代官所支配であったが廃藩置県により伊那県、明治5年には筑摩県の管轄となり、更に明治9年には長野県管轄となって今日に至った。明治22年に町村制施行により豊村となったが昭和23年7月に分村して売木村となり今日に至る。

③社会、経済

道路は国道418号、主要地方道阿南根羽線、県道大平山松葉線が縦横に通っており、いずれも国道151号、国道153号にアクセスしている。公共交通機関は、JR飯田線温田駅行きの路線バスが1日4本、飯田市内行きが1日3本のみで、住民の足は自家用車が不可欠である。行政、経済の中核となる飯田市までは車で1時間、愛知県名古屋市や豊橋市まではそれぞれ2時間30分の距離にある。近年、温泉やキャンプ場などの観光産業が盛んとなり、中京方面や浜松方面からの交流人口が増えている。

イ. 村における過疎の状況

①人口の動向

昭和23年に分村して売木村が発足以来、昭和25年の1,469人をピークにその後は減少の一途をたどり、昭和50年には953人、平成27年には575人と40年間で39.7%減少している。人口減少の主な要因は、昭和30年代以降の高度経済成長に伴う都市への流出、産業基盤や社会生活基盤、就業環境の整備が遅れたためである。

②過疎対策

本村はこれまで、過疎地域自立促進計画等に基づいて、過疎対策事業を実施してきた。特に、本村の道路状況は未改良の部分もあり、通学路の安全確保、積雪時の交通確保と大型車の通行に支障を来し、過疎化の一因にもなっている。過疎対策事業債を主な財源として、1級村道の改良・舗装整備は完了したが、2級村道は改良済99.1%、その他村道56.6%、舗装済61.4%と生活道路の未改良部分がある。また、国道151号・153号にアクセスする国道418号と主要地方道阿

南根羽線についても、年々改良整備が進められ、平成 24 年には売木峠バイパスが全線供用開始したが、他の箇所は依然進捗率が低く、生活経済路線としての効果が充分果されていない状況にある。

また、上下水道施設や医療・福祉・教育関係施設などの整備により、過疎地域の生活環境の向上を図ってきた。しかし、今後も高齢化・過疎化は進行すると予想され、過疎地域の持続的発展のためにも、これらの施設の効率的利用と、維持管理が重要な課題となっている。

ウ. 産業構造の変化、地域の経済的立地特性、社会経済的発展方向の概要

本村の産業は、豊かな自然条件から農林業が主要産業となっているが、過疎化・高齢化により、第一次産業就業人口は年々減少している。

一方で、温泉施設や宿泊施設、キャンプ場の整備等を行ってきたことにより、第三次産業が増加傾向にある。特に、平成 3 年より取り組んだ温泉施設の整備事業により、村外からの交流人口が増え、民間商業施設が数多く建ち、第三次産業就業人口は格段に増加した。

昭和 45 年過疎法に基づく過疎計画樹立後、40 年にわたり道路改良を始めとする社会生活基盤・産業基盤の整備、簡易水道・農業集落排水等の環境整備、ゴルフ場誘致による就業場所の確保、温泉施設や南信州広域公園による誘客等を行ってきたが、観光客や消費額は伸び悩んでいる。今後は、これまでの諸施策により整備された各施設の有効利用を図りながら、住民一人ひとり、地域、行政が協働し、地域の活性化のための取り組みを行うとともに、持続可能な地域づくりを目指していく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 総人口の推移と動向

本村の人口の推移を国勢調査人口で見ると、昭和 35 年から昭和 50 年では $\Delta 27.8\%$ 、昭和 50 年から平成 2 年では $\Delta 22.0\%$ 、平成 2 年から平成 17 年では $\Delta 1.1\%$ 、平成 17 年から平成 27 年では $\Delta 21.8\%$ と減少傾向にある。

将来推計人口の動向としては、移住定住対策により転入者の増加が若干見込まれるものの、高齢化による自然減、出生者の減少等が続くと思われる。売木村まち・ひと・しごと創生総合戦略第 2 期の人口ビジョンでは、令和 22 年の将来推計人口を 455 人と推計している。

イ. 年齢階層別人口の推移と動向

年齢階層別人口の推移をみると、0 歳～14 歳階層の年少人口は、昭和 35 年の 410 人から平成 27 年には 63 人と 84.6%減少し、15 歳～64 歳階層の生産年齢人口についても、昭和 35 年の 779 人から平成 27 年には 253 人と 67.5%減少している。65 歳以上の老年人口は、昭和 35 年の 131 人から平成 17 年には 319 人と 143.5%増加しているが、平成 27 年には 259 人で、平成 17 年から 18.8%減少している。しかし、平成 27 年度の高齢化率は 45.0%と県全体(30.1%)に比べて 1.5 倍であり、本村の高齢化は進行している。

人口の構造の中で最も層の厚い中高年層が高齢者層となっていくと、出生児が少ないことなどの背景からも、高齢化が進行していくと思われる。また、高齢化の進行が著しいだけでなく、高齢者の独り暮らしや高齢者のみの夫婦の割合が高くなっている。かつてのような著しい人口減少

はみられなくなっているが、単純に歯止めがかかったとは言えず、地域の活力が低下していることがうかがえる。

これらの状況から判断すると、令和7年には若年層、出生児の増加がない限り65歳以上は46.0%になると推定される。

ウ. 産業別就業人口の推移と動向

昭和35年から平成27年までの55年間に就業人口総数が59.2%減少する中で、特に第一次産業は85.1%と著しく減少し、構成比率が83.7%から30.6%と減少したのに対し、第二次産業の構成比率は2.5%から11.8%へ、第三次産業の構成比率は13.8%から57.6%へと増加している。

温泉施設や宿泊施設、キャンプ場など観光施設の整備もあり、第一次産業から第三次産業へと大きく移行してきたが、当村の将来は高齢化と生産年齢人口の減少により、第一次産業、第二次産業、第三次産業ともに減少し、就業総人口は減少する見込みである。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

| 区 分 | 昭和35年 | | | 昭和50年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | |
|-----------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------|-----|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 1,320 | 人 953 | % △27.8 | 人 743 | % △22.0 | 人 735 | % △1.1 | 人 575 | % △21.8 | | |
| 0歳～14歳 | 410 | 203 | △50.5 | 87 | △57.1 | 85 | △2.3 | 63 | △25.9 | | |
| 15歳～64歳 | 779 | 597 | △23.4 | 417 | △30.2 | 331 | △20.6 | 253 | △23.6 | | |
| うち | | | | | | | | | | | |
| 15歳～29歳 (a) | — | 97 | — | 60 | △38.1 | 53 | △11.7 | 54 | 1.9 | | |
| 65歳以上 (b) | 131 | 153 | 16.8 | 239 | 56.2 | 319 | 33.5 | 259 | △18.8 | | |
| (a)／総数 若年者比率 | % — | % 10.2 | % — | % 8.1 | % — | % 7.2 | % — | % 9.4 | % — | | |
| (b)／総数 高齢者比率 | % 9.9 | % 16.1 | % — | % 32.2 | % — | % 43.4 | % — | % 45.0 | % — | | |

表1-1(2) 人口の見通し

| 区分 | 令和2年 | 令和12年 | 令和22年 | 令和32年 | 令和42年 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口 (0～14歳) | 57 | 57 | 59 | 53 | 49 |
| | 10.0% | 11.4% | 13.1% | 12.4% | 12.0% |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 246 | 229 | 215 | 229 | 209 |
| | 43.1% | 45.3% | 47.2% | 54.3% | 51.8% |

| | | | | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 老年人口 (65歳以上) | 267 | 219 | 181 | 140 | 146 |
| | 46.9% | 43.3% | 39.7% | 33.2% | 36.2% |
| 総人口 | 570 | 505 | 455 | 422 | 404 |

表 1-1(3) 産業別人口の動向

| 区 分 | 昭和 50 年 | | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|---------------|----------|------------|----------|------------|----------|------------|----------|------------|
| | 昭和 35 年 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 808 | 人 620 | % △23.3 | 人 480 | % △22.6 | 人 421 | % △12.3 | 人 330 | % △21.6 |
| 第一次産業就業 人口比率 | 83.7% | 55.2% | - | 31.9% | - | 36.6% | - | 30.6% | - |
| 第二次産業就業 人口比率 | 2.5% | 19.8% | - | 28.3% | - | 17.3% | - | 11.8% | - |
| 第三次産業就業 人口比率 | 13.8% | 25.0% | - | 39.8% | - | 45.8% | - | 57.6% | - |

(3) 売木村の行財政状況

ア. 行財政の状況

平成 22 年度から令和元年度の財政状況をみると、公債費負担率についてはわずかに減少しているものの、実質公債費比率や経常収支比率は増加傾向にあり、高い水準となっている。地方債残高についても平成 22 年度から平成 27 年度では減少したが、令和元年度には増加に転じている。また、財政力指数は 0.12 と非常に弱く、地方交付税等依存財源に対する依存度が高い。

今後の見通しについては、歳入は生産年齢人口の減少による税収減などが見られる一方で、高齢化による社会保障費や、公共施設等の維持管理や更新経費などの財源が必要となり、厳しい財政状況が続くと見込まれる。

このような財政状況を踏まえ、今後は受益と負担を見直し、積極的な財源の確保や行政経費の節減を図りながら、村民ニーズに対応した行政サービスを提供する持続可能な村づくりを行っていく。

イ. 施設整備水準の状況

道路の改良率・舗装率や水道普及率、水洗化率など公共施設等の整備水準は徐々に上がってきている。しかし、道路や上下水道施設などの老朽化が進んでおり、今後は施設の修繕・更新を行うなど長寿命化を重点におきながら、計画的に施設整備を行っていく必要がある。

表 1-2(1) 財政状況

(単位:千円)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 1,239,758 | 1,250,257 | 1,222,839 |

| | | | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 一般財源 | 809,215 | 938,974 | 907,843 |
| 国庫支出金 | 134,539 | 60,873 | 44,955 |
| 県支出金 | 79,349 | 82,986 | 94,558 |
| 地方債 | 47,700 | 81,200 | 98,494 |
| うち過疎対策事業債 | 43,400 | 48,600 | 57,100 |
| その他 | 168,955 | 86,224 | 76,989 |
| 歳出総額 B | 1,173,534 | 1,194,612 | 1,194,896 |
| 義務的経費 | 311,687 | 280,409 | 308,904 |
| 投資的経費 | 245,869 | 226,136 | 254,860 |
| うち普通建設事業費 | 244,951 | 226,136 | 230,332 |
| その他 | 615,987 | 688,067 | 400,800 |
| 過疎対策事業費 | 128,236 | 65,189 | 86,914 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 66,224 | 55,645 | 27,943 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 25,687 | 10,312 | 3,195 |
| 実質収支 C-D | 40,537 | 45,333 | 24,748 |
| 財政力指数 | 0.110 | 0.10 | 0.12 |
| 公債費負担比率 | 11.6% | 11.5% | 11.4% |
| 実質公債費比率 | 15.7% | 10.5% | 11.7% |
| 経常収支比率 | 72.9% | 73.7% | 93.8% |
| 将来負担比率 | 14.6% | - | - |
| 地方債現在高 | 1,040,064 | 722,291 | 868,123 |

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元 年度末 |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 市町村道 | | | | | |
| 改良率 (%) | 38.5 | 59.0 | 66.4 | 67.2 | 68.5 |
| 舗装率 (%) | 32.4 | 61.2 | 68.4 | 71.2 | 72.1 |
| 農道 | | | | | |
| 延長 (m) | - | - | 4,668 | 4,668 | 4,668 |
| 耕地 1 ha 当り農道延長 (m) | 39 | 117 | 77.9 | 77.9 | 42.4 |
| 林道 | | | | | |
| 延長 (m) | 2,499 | 4,940 | 5,429 | 5,429 | 5,429 |
| 林野 1 ha 当り林道延長 (m) | 8 | 6 | 9.5 | 9.5 | 9.5 |
| 水道普及率 (%) | 88.7 | 94.0 | 96.5 | 97.5 | 96.4 |
| 水洗化率 (%) | 0 | 0.5 | 64.9 | 87.1 | 93.3 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

1. 3つの基本方針

地域内外の情勢を的確にとらえ、長期的な展望のもとに、住民一人ひとりが努力し、協力しあい、持続可能な地域を目指すため、次の3つの基本方針を定める。

(1) 健全な行財政運営によるむらづくり

収支バランスのとれた健全な財政基盤を構築し、行政と住民が対等の立場で責任を共有し、行政と住民の協働による村づくりを進める。

(2) 人々が交流し・定着するむらづくり

自然及び立地条件を活かし、今までに整備された施設を中心に地域振興を推進、雇用の確保、担い手の育成に努め、交通通信網の整備、情報発信などにより都市との共生・交流を促進、定住人口の増加を図る。

(3) 誰もが安心して暮らせるむらづくり

地域らしい医療・福祉・教育を進め、災害に強い、安全で安心して住むことができる持続可能な地域づくりを目指す。

また、3つの基本方針に基づき、以下の事項に取り組む。

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

UIターン希望者や移住者に対する就業支援など必要な支援の充実や、移住に関する情報発信等を行い、移住定住の促進を図る。

また、参加型イベントの実施や村の魅力の情報発信などにより地域内外の交流を促進し、集落の新たな担い手の確保や関係人口の拡大を図る。

② 産業の振興

ア. 農林業

農業については、地域の特性を活かした農業の推進や、労働力の省力化を引き続き図っていく。また、農地の流動化、農業の組織化、担い手の育成が遅れているため、営農支援の積極的な取り組みを行い、省力化農業の確立と優良農地の確保、担い手への農地集積等を図り、土地の有機的利用を促進する。

畜産は、優良素牛を導入し現状頭数を維持しながら優良牛の生産を図るとともに、山羊などの小家畜の導入を推進し、省力的な飼育を推進していく。

林業は、生産基盤の整備、短期収入林の拡大、特用林産物の生産振興を図るとともに、国土保全、水源かん養等の公益的機能が十分発揮できる森林整備を計画的に推進する。

イ. 商工業

工業については、地域の自然的条件を活かし、木工業を中心とした地場産業の育成を推進する。さらに企業の誘致を行い、就労の場の拡大と所得の増大を図る。

商業は、消費者のニーズの変化に対応した商品構成とサービスを推進し、観光産業との結びつ

きによる商業の発展を促進する。

ウ．観光

観光については、恵まれた自然環境と豊富な資源を有効活用し、観光産業の振興を図り、持続可能な地域づくりを行う。

平成 26 年度に策定した観光ビジョンを基に、本計画を実現していくことによって地域の魅力を高めるとともに、都市と農村とのコミュニケーションを深めながら生産物の消費拡大を促進して自主的な事業展開を支援する。また、当村の基幹産業である農林業と連携し、観光客のニーズに対応した「米作り」「山作り」などの自然体験を発展させ、積極的な情報発信に努めながら交流と消費の売木型地産地消を推進する。さらに、既存の観光施設を維持し有効的に活用しながらも、新たな観光資源の掘り起こしを行い、地域産業の振興を図る。

③ 地域における情報化

ア．電気通信施設等情報化施設関係

住民への平常的な情報伝達手段として定着している防災行政無線及び村営CATVについて、機能の維持及びシステムの強化を図り、災害に強い情報提供システムを目指す。

有線テレビジョンにおいては、地上デジタルテレビ放送に併せ、引き続き難視聴地域の解消を図る。また、自主放送チャンネルによる情報公開と、コミュニティ情報の提供に努める。

さらに、IT（情報通信技術）により、住民誰もが活用できる環境の整備に努める。

④ 交通施設の整備、交通手段の確保

ア．国・県道

本村の基幹道路として、国道が1路線、主要地方道、一般県道が各1路線村内を通過し、国道151号、153号に接続しているが、改良の進捗率は低い。一部には大型車の通行不可能区間があるため生活路線として十分な利活用が図られないので、早期に改良整備が必要である。特に国道418号では、売木峠バイパスの開通に伴い村中心部へアクセスする路線の整備を、主要地方道阿南根羽線については、生活路線として安全に通行できるような交通安全・防災対策を重点的に、早期実現されるよう国、県に対して強く要望する。

イ．村・農林道

村道、農道、林内道路については、住民参加による改良補修等の整備や交通安全施設の充実を図る。

ウ．公共交通機関

公共交通機関においては、住民の足の確保が図られる地域密着型の交通体系を確立する。

⑤ 生活環境の整備

ア．簡易水道

平成6年から農業集落排水施設建設に合わせ配水管の大規模改修を実施したが、近年の観光客の増加と水洗化率の向上により浄水需要が増加しており、取水量の増加が必要となっている。また、クリプトスポリジウムに代表される微生物等の顕現により、高度な浄水処理とともに、より安全な水源保全対策が求められ、これらの新たな課題に取り組む必要がある。

イ. 生活排水処理

平成 11 年に整備を終えた農業集落排水処理施設は更新時期をむかえており、維持管理の業務委託や計画的な施設修繕・更新を行い、円滑な業務運営を推進する。

ウ. 一般廃棄物対策

ごみ処理に要する経費が年々増加しており、生ごみの農地還元や生ごみ処理機の普及を図る。廃棄物全般については、再資源化、減量化の一層の普及促進を図り、住民とともにごみを出さない循環型の生活様式を考え、取り組んでいく。

エ. 消防・救急体制の整備

消防施設の充実とともに、地域の消防力を維持していくために、現在の嘱託員制度や消防団組織の見直し、自主防災組織の体制づくりを行う。

⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア. 保健予防

保健師、栄養士による保健指導体制を強化し、健康診査や継続的な保健指導を行い、生活習慣の改善、健康の保持増進、疾病予防を図るため、健康づくり事業を行う。

イ. 介護

訪問介護、通所介護、短期入所などの事業を中心に、そのサービスを低下させることのないようにするとともに、範囲を拡大し、事業の実施主体を社会福祉協議会に移管するなど、その経営方法について研究を進める。

ウ. 保健福祉の連携

健康づくり事業や生きがい対策を実施し、全ての住民が安心して住みなれたこの土地で生涯を過ごせるような地域完結型システムを構築する。

エ. 子育て支援

児童福祉については、雇用機会の多様化や核家族化により、養育機能が低下の傾向にあるため、子どもが伸び伸びと成長できるよう子育てに関する相談・指導などの充実を図り、社会教育、青少年健全育成などと連携を保ち、地域全体で子育てを支援する。

⑦ 医療の確保

住民の健康増進と福祉向上を図るため、現状の医療体制を確保するとともに、近隣町村との共同体制の整備なども研究する。また、保健師、栄養士による生活指導などの保健指導体制を強化し、健康管理の推進を図る。

⑧ 教育の振興

ア. 学校教育

小中併設校の利点を生かした乗り入れ授業や、地産地消型の給食、地域の伝統文化を取り入れた総合学習など個性を活かした教育を推進する。

イ. 集会施設、社会教育施設関係

集会施設や社会教育施設を維持し、NPO、各種団体、グループ、サークル等の活動について育成支援に努める。

⑨ 集落の整備

少子、高齢化がすすむ集落において、活動の中心となる若い世代の居住が望まれるため、各集落の居住状況に考慮しながら定住促進のための住宅の整備を行う。また、集落活動の体制強化のため、集落との共同による集落再編を推進する。

⑩ 地域文化の振興

豊かな自然や長い歴史の中で生まれ、地域の人々によって伝承されてきた習俗慣習や民俗芸能等の継承を図り、映像による保存方法も検討していく。

⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進

公共施設等における再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、地域環境への負担の軽減を図るとともに、住民への普及啓発を行い、各家庭へ再生可能エネルギーの利用の促進を図る。

⑫ 土地利用の方針

ア. 農地の荒廃防止

本村の土地利用の状況は、減反政策と農家の高齢化により耕作放棄地の荒廃などが進んでいるため、中山間地域直接支払制度の活用や、指定棚田地域振興協議会を組織するなどし、優良農地の遊休化防止に、集落が一体となって取り組んできた。今後も引き続き地域住民が協働して農地の荒廃を防ぎ有効利用を推進する。

イ. 森林保全

豊かな自然環境をつくり出している森林は、木材生産の場、村土（国土）保全、水源かん養の場、保養休養の場といった公益的な機能を充分発揮できるよう森林の整備と保全を進める。

ウ. 計画的土地利用

南信州広域公園ならびに2つのゴルフ場を中心とした保健休養地域、天竜奥三河国定公園地域、森林、農用地に区分し、総合的かつ計画的に村土の利活用を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本方針に基づき、達成すべき計画全般に関わる基本目標は以下のとおりとする。

ア. 人口に関する目標

| | 基準値 〔令和2年度〕 | 目標値 〔令和7年度〕 |
|---------|--------------------|------------------|
| 転入者数 | 26人 | 50人（5か年累計） |
| 合計特殊出生率 | 1.58 | 1.62 |
| 人口減少率 | 4.52% (平成27年度比) | 4.0% (令和2年度比) |

イ. 財政力に関する目標

| | 基準値 〔令和 2 年度〕 | 目標値 〔令和 7 年度〕 |
|---------|------------------|------------------|
| 実質公債費比率 | 11.7% | 10.0% |

ウ. 地域の持続発展の目標

| | 基準値 〔令和 2 年度〕 | 目標値 〔令和 7 年度〕 |
|-----------|------------------|------------------|
| 集落の持続(維持) | 7 集落 (地区) | 7 集落 (地区) |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、毎年度、達成状況の評価を実施し、P D C A サイクルの観点から、住民意見の活用や外部有識者の知見を活用して、地域の持続的発展のための基本目標の達成状況や各施策分野の事業の進行管理と効果を検証し、社会情勢の変化等を踏まえ計画を改善していく。

(7) 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

売木村公共施設等総合管理計画では、建設から 30 年以上経過している公共施設等も多く、老朽化や機能低下が懸念されていることから、今後も必要な施設については更新して維持管理を図り、集約できる施設については統合するなど、公共施設等の整備や維持管理についての方針を定めている。

本計画においても、公共施設等総合管理計画の方針に基づき、過疎地域対策に必要な事業を適切に実施していく。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア. 移住・定住

令和 2 年国勢調査の人口速報集計（令和 3 年 6 月 20 日公表）によると売木村の住民人口は、549 人であり、このうち移住・定住者が概ね 40%に達している現状がある。これらの現状背景には、移住定住対策事業の実施、各集落の地域人材による移住支援、地域おこし協力隊や集落支援員の外部人材活用等による効果がみられる。しかし、人口減少は歯止めがかからず地域の活力の低下が懸念される。さらなる移住定住を促進するためには、移住者が住みやすい生活環境づくりや仕事の確保等が必要となってくる。

また、全国的に問題となっている空き家については、本村も同様に増加が進んでいる。さらに、今後危険空き家が増加することも懸念され、利活用できる状態の空き家の有効活用を促進する必要がある。

ある。

イ. 地域間交流の促進・人材育成

地域内での交流については、売木村は7つの集落を形成しており、地区の運営の主力となっている公民館活動や各地区の行事、村の伝統行事などにより交流を行っている。しかし、全集落において人口の減少や高齢者世帯が増える傾向にあり、今後、地域文化の継承や地域の担い手の減少による集落機能の低下等も問題となってくる。また、移住者の居住による集落の運営維持や新たなコミュニティの形成もみられる一方で、移住者が少ない集落もあり、住みやすい環境づくりも課題である。

地域外での交流は、個人や企業によるふるさと納税の取り組みや参加型の観光・スポーツイベントなどによる交流を行ってきた。しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、観光やイベントによる交流はできず、関係人口が減少している。

(2) その対策

ア. 移住・定住

UIターン希望者や移住者に対する就業支援など必要な支援の充実や、移住に関する情報発信等を積極的に行うなど、移住定住対策事業を実施し、移住定住の促進を図る。また、移住定住対策事業を行うにあたって、引き続き地域おこし協力隊や集落支援員などの外部人材を活用する。

空き家問題については、空き家バンク制度や空き家対策事業補助金制度の更なる周知を行い、空き家の売り手・貸し手と買い手・借り手のマッチングを図り、空き家の有効活用を促進する。

| 施策事業の数値目標 | 基準値 〔令和2年度〕 | 目標値 〔令和7年度〕 |
|---------------|----------------|----------------|
| 空き家等の多目的利活用支援 | 0戸 | 3戸 (5か年の累計) |

イ. 地域間交流の促進・人材育成

7集落にあっては、引き続き公民館活動などによる地域間交流を行う。また、その交流を通じて地域住民による集落の新たな担い手の育成を支援し、集落機能を強化していく。

また地域外交流についても、ふるさと納税の返礼品の充実や村の魅力などの情報発信に取り組む。観光・スポーツイベントによる交流については、アフターコロナを見据え、感染症対策を講じながら関係人口の拡大を図る。

(3) 計画

| 持続的発展施策 区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------------|--------------|-------------|----------|----|
| 1 移住・定住・ 地域間交流の促 | (1) 移住・定住 | 移住定住対策事業 | 売木村 | |
| | | UIターン、通勤助成等 | 売木村 | |

| | | | |
|--------|------------|-----|--|
| 進、人材育成 | 空き家対策事業 | 売木村 | |
| | 地域おこし協力隊事業 | 売木村 | |
| | 集落支援員活用事業 | 売木村 | |

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農林業関係

当村の農業は、水稻栽培を基幹として、スイートコーン、トマト、リンゴ等の栽培が行われ、複合型経営に取り組んでいる。また、令和2年には村内の4地区が指定棚田地域に認定され、売木村指定棚田地域振興協議会や中山間地域等直接支払制度の参加集落を中心に、農業生産活動や景観維持を行っている。その他、農業用機械や施設の導入支援や農地流動化の推進を行っている一方で、農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻化し、遊休荒廃地の増加が懸念される。また、農道や農業用排水路については、老朽化が進んでおり、舗装・改修による機能強化が必要である。

畜産については、繁殖和牛の多頭化による省力飼育を目標として生産に取り組んできた。しかし、飼育農家の高齢化により飼育頭数の増大が図れない状況にある。牛肉の輸入自由化がすすむ中で、畜産農家の所得を安定させるためには、繁殖和牛の育成、優良素牛の地区内飼育、肥育などの地区内一環経営を進めていくことが必要である。

林業については、木材価格の低迷により、各種制度による造林事業の導入にもかかわらず、林業経営の将来展望が見出せない状況にある。また、特用林産物として期待されたしいたけも価格が低迷しており、新たな山林資源の開発が求められている。山林管理は基盤整備を中心に実施してきているが、作業者の高齢化により、労働力確保が問題となっている。

また、農林業における野生鳥獣の被害は減少したものの、引き続き対策が必要である。

表3 農地の遊休荒廃化状況

単位:ha

| 年 度 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成17年 | 平成27年 |
|---------|-------|------|------|-------|-------|
| 耕地面積 | 122 | 107 | 89 | 83 | 67 |
| 経営耕地面積 | 119 | 106 | 83 | 66 | 50 |
| 耕作放棄地面積 | 3 | 1 | 6 | 17 | 17 |

(農林業センサス)

イ. 商工業関係

人口の減少と多様化する消費者のニーズに対応できるよう経営指導しているが、徐々に地区内での購買力が飯田市を始めとする他町村に流出する傾向にある。他産業と同じように高齢化と、後継者不足等に大きな課題がある。

工業においては、木材加工品、事務用品関係の工場並びに土木建築関連の事業所が立地している。しかし、いずれも小規模経営の企業・事業所であり、若者労働力者の雇用力は小さく、経済の動向に影響されやすい。

ウ. 観光関係

自然環境に恵まれた豊富な観光資源と観光施設の整備により誘客が図られてきたが、住民の高齢化と後継者不足が深刻化している。引き続き地域産業との融和を図り、経済効果を上げつつ、過疎対策に必要な措置が求められる。

既存施設については、老朽化が懸念されており、適切な維持管理とリニューアルを計画的に施して、長期にわたる有効活用を図る必要がある。

近年、当村でも活発化しているスポーツ合宿の誘致やキャンプ場の利用においては、過去の想定を超えた需要とともに施設の整備が必要となっている。

(2) その対策

ア. 農林業関係

新たな担い手を育成・支援するとともに、農地流動化・集積化を促進し、農地の保全や有効活用を図る。また、地元農産物の付加価値を高め、農産物加工・観光農園等6次産業化による新たな特産品の開発・販売に取り組み、販路の拡大を推進する。さらに、過疎化・高齢化に対応した農業体制を確立するため、営農団体や農作業受託団体の組織化の促進を図る。

畜産については、農業全般との複合経営を推進するとともに、観光振興と連携した直販システムの整備等により販路の拡大を図る。さらに、繁殖牛の育成、優良素牛の地区内飼育をすすめ、村内で繁殖から肥育までの一貫経営をすすめ、産地の銘柄化に努める。また、高齢者でも飼育が容易な山羊等の小家畜を普及し、乳等副産物を活用した第6次産業化を推進するとともに、放牧による遊休農地の発生防止・解消を図る。

林業においては、専門知識を持った労働力の育成確保を図るとともに、森林経営管理制度により、整備が進まない民有林の整備を村が行い、森林の荒廃を防ぐ施策を進める。また、森林所有者に代わり村が森林を管理するために、経営資源の集積・集約を進め、同時に、意欲と能力のある林業経営者に森林管理を委託する「新たな森林管理システム」を適切に運用し、森林環境譲与税を有効的に活用しながら取り組みを推進する。

有害鳥獣対策は、地域住民の共同による防除と、猟友会を中心とした駆除を効率的に推進する。

| 施策事業の数値目標 | 基準値 〔令和2年度〕 | 目標値 〔令和7年度〕 |
|---------------------------------|----------------|----------------|
| 地域特産のブランド化支援策の維持 | 0 施策 | 2 施策 |
| 農林業従事者支援数 (新規の取り組み者数・5か年の累計) | 0 件 | 5 件 |

イ. 商工業関係

住民生活を支えている商業・サービス業者に対しては、その事業者や後継者が、事業の継続性を確保しやすい環境をつくることに努め、また、観光産業を始めとする他産業との連携のできるような支援を行う。

村の総合的な地域環境の整備、他産業との複合的な連携による地域産業の強化をすすめながら、地域の魅力と企業立地条件を高め、起業の促進に努める。

また、プレミアム商品券事業を実施し村内消費の拡大と経済の循環を図る。

| 施策事業の数値目標 | 基準値 〔令和2年度〕 | 目標値 〔令和7年度〕 |
|-----------------------|----------------|----------------|
| 起業事業体 | 2 | 5 |
| 就業者の維持 (事業・給与所得者数) | 190 | 190 |

ウ. 観光関係

当村は、天竜奥三河国定公園、茶臼山自然園を始めとし、自然環境に恵まれた豊富な資源を保持している。自然休養村整備事業により地域の特性に応じた諸施設が整備され、自然休養村管理センターを中心に都市生活者の保養、休養地としての施設の利用や、農産物の栽培、収穫の体験等、地域資源を活用した観光農業を創出した。

農林業と連携した観光産業を基盤とし、農山村の自然を利用した観光資源の活用と体験型観光事業、スポーツ合宿の誘致、情報の発信等を推進しながら、観光事業への民間資本参入を図り、経済効果を高め、観光施設の自立促進に努める。

産業振興施策の実施については、南信州広域連合、南信州定住自立圏、愛知長野県境域開発協議会と連携し、事業推進を図ります。

| 施策事業の数値目標 | 基準値 〔令和2年度〕 | 目標値 〔令和7年度〕 |
|------------|--------------------|--------------------|
| スポーツ観光交流人口 | 3,000人 (1か年の合計) | 3,000人 (1か年の合計) |

(3) 計 画

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|----------------|----------------|---------------|----------|----|
| 2 産業の振興 | （1）基盤整備 農 業 | 農道・畦畔改修 | 売木村 | |
| | | 用排水路改修工事 | 売木村 | |
| | | 中山間地域等直接支払交付金 | 売木村 | |
| | | 農業次世代人材投資事業 | 売木村 | |
| | | 農地流動化促進事業補助金 | 売木村 | |
| | | 農地耕作条件改善事業 | 売木村 | |
| | | 頭首工整備 | 売木村 | |
| | 林 業 | 復旧治山事業 | 売木村 | |
| | | 有害鳥獣防護柵 | 売木村 | |
| | | 森林造成事業間伐補助 | 売木村 | |
| | | | | |

| | | | |
|--------------------------------|-------------------------|-----|--|
| | 有害鳥獣駆除 | 売木村 | |
| | 村有林造成事業 | 売木村 | |
| | うるぎ檜ブランド化事業 | 売木村 | |
| (2) 地場産業の振興 加工施設 | 地域農産物活用型総合交流施設改修 | 売木村 | |
| (3) 商 業 その他 | プレミアム商品券事業 | 売木村 | |
| (4) 観光又はレクリ エーション | 温泉源泉改修 2号井掘削 | 売木村 | |
| | 温泉送湯ポンプ改修 | 売木村 | |
| | 温泉施設機械設備改修 | 売木村 | |
| | 休養村センター内外装改修 | 売木村 | |
| | 休養村センター客室畳替え | 売木村 | |
| | 休養村グラウンド側溝・暗渠整備 | 売木村 | |
| | ささゆり荘ろ過機ろ材入替え | 売木村 | |
| | 景観整備（歩道・植栽・遊歩道・木橋等施設整備） | 売木村 | |
| | 走る村プロジェクト事業 | 売木村 | |
| | 新総合グラウンド改修 | 売木村 | |
| | 観光案内板整備 | 売木村 | |
| | キャンプ場改修 | 売木村 | |
| | 岩倉キャンプ村改修 | 売木村 | |
| | 体験型観光施設整備 | 売木村 | |
| | 道の駅改修 | 売木村 | |
| (5) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 | 集落施設修繕工事 | 売木村 | |
| | 農業作業・農業用排水路修繕 | 売木村 | |
| 観 光 | 観光事業育成支援 | 売木村 | |
| | イベント助成 | 売木村 | |
| | 休養村センター施設補修 | 売木村 | |
| | 休養村運動施設補修 | 売木村 | |
| | 温泉施設補修 | 売木村 | |
| | 観光施設補修 | 売木村 | |
| | 人材支援交流事業 | 売木村 | |

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|------------------------|----|
| 売木村全域 | 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)事業計画のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等の整合

継続的に施設の点検を行い、必要な修繕を行うことで施設の長寿命化を図るという売木村公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎地域対策に必要な事業を適切に実施していく。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア. 電気通信施設等情報化施設関係

防災行政無線については、同報系のデジタル化は実施済みであり、移動系はアナログ設備で更新済みである。今後は、設備の維持管理を行うとともに、通信設備の向上を図る必要がある。

CATVについては、引き続き質の高いコミュニティ放送を提供するために、番組内容や、施設の機能改善等を検討していく必要がある。

情報通信環境については、CATVを利用した情報通信整備を行ったが、情報通信のデジタル化が進む中で、住民の望む高速通信化が図られていない。また、国・県・村が一体となってICT（情報通信技術）の利活用とDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、行政サービスの向上を図る必要がある。

(2) その対策

ア. 電気通信施設等情報化施設関係

防災行政無線については、非常災害時において住民に対して迅速な情報伝達を行うため、設備の維持管理に努める。

CATVについては、機器や施設の維持管理を行うとともに、村内全域で快適なCATV視聴環境を整備する。

情報通信環境については、村内全域で光化にかかる整備を行う。また、情報通信環境の整備に伴い、国や県のDX戦略を参考に、行政手続きの押印廃止やオンライン化、医療・福祉・教育などの分野でのICTの利活用により、行政サービスの向上を図る。

| 施策事業の数値目標 | 基準値 〔令和2年度〕 | 目標値 〔令和7年度〕 |
|--------------|----------------|-----------------|
| 村内7地区の情報通信整備 | 0地区 | 7地区 (5か年の累計) |

(3) 計画

| 持続的発展施策 区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|------------------------------|--------------|----------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等 情報化のための施設 | | | |
| | 防災行政用無線施設 | 移動系防災無線デジタル化 | 売木村 | |
| | 有線テレビジョン 放送施設 | CATV 機器更新 | 売木村 | |
| | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 情報化 | CATV 運営事業 | 売木村 | |
| | | CATV 施設改修 | 売木村 | |

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 国・県道関係

国道418号と主要地方道阿南根羽線、県道大平山松葉線を中心に道路網が形成され、生活、産業の基幹道路として重要な役割を果たしているものの、改良の進捗率は低く、一部には大型車の通行不能区間がある。こうした状況にあつて道路の狭小、未整備は、物流及び緊急車輛の通行に支障を来し、当地域の生活に障害となっている。

イ. 村・農林道関係

村道は、改良率68.5%、舗装率72.1%である。しかしながらその多くは1、2級道路であり、その他村道の改良率は56.6%にとどまる。また改良済みの道路も、今後はその維持補修に多額の経費を要する。

農道は、農村基盤総合整備事業の実施により、改良、舗装とも整備されてきているものの、ほ場整備地区外は未改良路線が多い。未改良路線は幅員も2.5m以下と狭く、農業用機械の搬入も困難な状況あり、農道としての機能が十分に発揮できない状況にある。

林道、作業道の半分以上の道が幅員2.5m以下の未改良で劣悪な状況にあり、自動車道として

十分に活用することができない路線が多い。

ウ. 公共交通機関関係

公共交通機関は、JR飯田線温田駅行きの路線バスが1日4本、飯田市内行きが1日3本のみで、住民の足は自家用車に頼らざるを得ない。一方、豊かな自然や地域文化を求めて農山村へ交流を求める都市住民も増えている。高齢化の進む山村こそ、利便性のある公の交通機関が必要であり、交流人口を増やすためにも公共交通網及び情報通信網の整備が必要である。

(2) その対策

ア. 国・県道関係

生活、産業の基幹道路である国県道の改良促進を図るため、関係自治体と住民との連携を強化しながら、国及び県へ要望を働きかける。

イ. 村・農林道関係

重要生活路線については、改良舗装を促進し、またその他の路線では、住民との協働による改良整備をすすめる。

農道、林道においても同様に、住民との協働による改良整備を進めるとともに、林道事業等の導入による改良、舗装を行う。

| 施策事業の数値目標 | 基準値 〔令和2年度〕 | 目標値 〔令和7年度〕 |
|-----------|----------------|----------------|
| 道路改良率 | 68.5% | 75.0% |
| 道路舗装率 | 72.1% | 80.0% |

ウ. 公共交通機関関係

地域間をつなぐ公共交通の村民バスの運行継続を行う。村独自のデマンドバス運行も維持する。

また、地域密着型交通体系の整備と、HPを始めとする情報通信網の有効活用を促進する。

| 施策事業の数値目標 | 基準値 〔令和2年度〕 | 目標値 〔令和7年度〕 |
|--------------|----------------|----------------|
| 公共交通村民バス運行維持 | 1路線 | 1路線 |

(3) 計 画

| 持続的発展施策 区 分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------|-----------------|-------------------|----------|----|
| 4 交通施設の 整備、交通手段 | (1) 市町村道 道 路 | 村道 (17) 上手開土線改良工事 | 売木村 | |

| | | | | |
|------------------|--|--------------------|-----|--|
| の確保 | 橋りょう | 村道（7）栗矢沢線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（20）奥小屋線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（46）高森山線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（5）力石三本栗線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（42）アテビ線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（41）大島線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（1）力石鎌根線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（54）改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（33）炭焼場線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（65）改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（35）栃白霧線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（37）大向線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（1）力石鎌根線防災工事 | 売木村 | |
| | | 村道（15）鎌根線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道（10）大入線改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道総合グラウンド線開設改良工事 | 売木村 | |
| | | 村道橋梁定期点検 | 売木村 | |
| | （2）林道 | 林道作業道改修工事 | 売木村 | |
| | | 林道維持管理 | 売木村 | |
| | | 林道修繕事業 | 売木村 | |
| | （3）自動車等 雪上車 | 除雪機械更新 | 売木村 | |
| | （4）過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 交通施設維持 | 南部公共バス負担金 | 売木村 | |
| | | 村民バス運営費 | 売木村 | |
| | | 道路補修・舗装 | 売木村 | |
| | | 一斉道路補修 | 売木村 | |
| | | 橋梁修繕 村道 13 号線 1 号橋 | 売木村 | |
| | | 橋梁修繕 村道 2 号線合渡橋 | 売木村 | |
| 橋梁修繕 村道 43 号線陽梨橋 | | 売木村 | | |
| 村道 54 号線法面修繕 | | 売木村 | | |
| 作業道補修舗装 | | 売木村 | | |
| 道路維持費 | | 売木村 | | |

（4）公共施設等総合管理計画との整合

売木村公共施設等総合管理計画における、次の施設類型ごとの基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎地域対策に必要な事業を適切に実施していく。

ア. 道路

道路パトロール等の日常点検を行い、計画的な維持管理による道路の長寿命化を図る。

イ. 橋りょう

道路法施行規則及び告示に基づく定期診断や日常点検を行い、計画的な修繕や更新を実施し、長寿命化を図る。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 簡易水道関係

平成6年度から11年度にかけて配水管の大規模改修を終え、破損事故等は少なくなっているが、令和2年の豪雨災害により一部水道施設が被災し、一時的に供給ができなくなるという事例が発生した。さらに水洗化率の向上や、GWやお盆、年末年始などの長期休暇における観光客の増加等により、施設の規模が給水需要に見合わず、新たな水源の確保や水量拡張が必要となっている。

また、近年の水道法改正による水質の向上要求等により、用地取得を含む水道水源保全地区の指定や、施設管理の充実、更には高度な浄水処理装置が必要となっている。

表4 水道普及率の推移

| | 人口 | | 水道普及率 (%) |
|---------|-------------|----------|-----------|
| | 行政区域内人口 (人) | 給水人口 (人) | |
| 平成27年度末 | 600 | 551 | 91.8 |
| 平成28年度末 | 540 | 525 | 97.2 |
| 平成29年度末 | 526 | 525 | 99.8 |
| 平成30年度末 | 522 | 498 | 95.4 |
| 令和元年度末 | 521 | 502 | 96.4 |
| 令和2年度末 | 508 | 492 | 96.8 |

イ. 生活排水処理関係

生活排水処理については、農業集落排水事業と浄化槽設置事業により、水洗化率93.3%となり、ほぼ横ばいで推移する見込みである。

農業集落排水事業については、不明水が増加したことにより、排水処理機器への負担がかかり、機器の劣化が早まる一因となっている。

浄化槽設置事業については、浄化槽設備の老朽化が進み、公共施設をはじめ各家庭において機器の故障が増え始めている。

ウ. 一般廃棄物対策関係

燃やすごみの収集運搬は南部総合事務組合、焼却・処理は南信州広域連合で運営している。また、平成29年より稲葉クリーンセンターが稼働し、プラスチック類などの焼却も可能となったこ

とにより、ごみの量が増加し、それに伴い処理に要する経費も増加している。そのため、ごみの減量化や分別収集の徹底が課題となっている。

エ. 消防・救急体制の整備

人口の減少により、有事の際の要員確保が困難であるため、消防嘱託員制、消防団員の定年延長や支援団員・女性団員の導入により、人員の確保をしているが、村外通勤者の増加により救急時の出動態勢に大きな障害が現れている。

(2) その対策

ア. 簡易水道関係

水道水の安全・安定供給のために、ろ過機の改修及び配水池の清掃を実施し、浄水場の適正管理を充実していく。

また、国や県の補助金を活用しながら、計画的に計装機器等の修繕・更新を行っていく。

イ. 生活排水処理関係

農業集落排水処理施設の維持管理は外部委託とし、適正な管理と運営経費の節減を図る。また、長寿命化計画の見直しや維持管理適正化計画の策定を行い、計画的に施設の整備・維持管理を行っていく。さらに不明水の調査を行い、必要な修繕・更新を実施する。

ウ. 一般廃棄物対策関係

ごみの再利用・再使用やリサイクルごみへの分別を推進し、ごみの減量化を図る。

また、南部総合事務組合や広域連合の構成市町村と連携し、ごみ処理における適正な運営を図る。

エ. 消防・救急体制の整備

消防団員の減少する中で、団員等の確保を引き続き図るとともに、消防団の補完的組織の設立を目指す。

集落単位に自主防災組織を設置し、必要な設備、物資等の配備を行う。

| 施策事業の数値目標 | 基準値 〔令和2年度〕 | 目標値 〔令和7年度〕 |
|--------------------------|----------------|-----------------|
| 防災・減災・消防資器材の整備数及び地区活動の維持 | 7地区 | 7地区 (5か年の累計) |

(3) 計 画

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|----------------|------------------|---------|----------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 簡易水道 | 計装機更新工事 | 売木村 | |

| | | | |
|-----------------------------|---------------------|-----|--|
| | 薬注ポンプ等更新工事 | 売木村 | |
| | 集中監視装置更新工事 | 売木村 | |
| | 管路更新工事 | 売木村 | |
| | 水源施設建設工事 | 売木村 | |
| | 浄水場施設改築工事 | 売木村 | |
| (2) 下水処理施設 農業集落排水 施設 | 機器更新工事 | 売木村 | |
| | 最適化構想計画・維持管理適正化計画策定 | 売木村 | |
| | 改築（耐震）箇所の調査診断 | 売木村 | |
| | 不明水調査 | 売木村 | |
| | 管路修繕・更新工事 | 売木村 | |
| (3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | 一般廃棄物最終処分場管理 | 売木村 | |
| | 南部総合事務組合負担金 | 売木村 | |
| | 広域連合ごみ処理施設負担金 | 売木村 | |
| | リサイクルごみ収集委託 | 売木村 | |
| | 生ごみ等減量化対策 | 売木村 | |
| (4) 消防施設 | 小型動力ポンプ積載車更新 | 売木村 | |
| | 自主防災組織設置・物資等配備 | 売木村 | |
| (5) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活 | 浄水場施設定期点検委託 | 売木村 | |
| | 水質検査委託 | 売木村 | |
| | 農集処理場維持管理委託 | 売木村 | |
| | 農集処理場汚泥処理委託 | 売木村 | |
| | 農集処理場流量調整槽ほか防食工 | 売木村 | |
| | 簡易水道特別会計法適用化業務委託 | 売木村 | |
| | 下水道特別会計法適用化業務委託 | 売木村 | |
| | 住宅施設補修 | 売木村 | |
| | 準用河川整備補修事業 | 売木村 | |
| | 準用河川河床整理・護岸修繕 | 売木村 | |
| | ガソリンスタンド事業助成 | 売木村 | |
| | ガソリンスタンド設備更新助成 | 売木村 | |
| (6) その他 | 避難施設整備改修事業 | 売木村 | |
| | 準用河川長島沢改良工事 | 売木村 | |

| | | | | |
|--|--|------------|-----|--|
| | | 準用河川整備改修事業 | 売木村 | |
| | | 河川埋塞土撤去 | 売木村 | |
| | | 河畔林整備事業 | 売木村 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

売木村公共施設等総合管理計画における、次の施設類型ごとの基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎地域対策に必要な事業を適切に実施していく。

ア. 上下水道施設

機器等の耐用年数から本格的に更新時期を迎えることにより、計画的に施設の修繕や管路等の更新を行い、長寿命化を図る。

イ. 消防施設

定期的な劣化診断等を行い、適正な維持管理・修繕を実施し、長寿命化を図る。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 保健予防

年齢が上がるにつれ、高血圧や糖尿病等の生活習慣病の予備軍の罹患者が増加してきている。そのため疾病の早期発見、早期治療を目的に健康診査を行っている。生活習慣病の多くは乳幼児期からの生活習慣がとても大切なものとなってくるため、発症や重症化を防ぐためにも乳幼児期からの支援が求められる。

表5 令和元年度 特定健診実施結果有所見者状況

| 年齢 | 健診結果登録者数 | 血圧 | | | | 脂質 | | | | | | 血糖 | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|--------|----------|-------|------------|--------|-----------|------|-------|------------|-------|------------|-----------------|------------|-------------|--------|--------|-----|--------|-------|
| | | 収縮期血圧 | | 拡張期血圧 | | 中性脂肪 | | HDLコレ | | LDLコレ | | 空腹時血糖 | | 随時血糖(食後3.5時間以上) | | HbA1c(NGSP) | | | | | |
| | | 130mmHg以上 | | 85mmHg以上 | | 150mg/dl以上 | | 39mg/dl以下 | | 実施者数 | 120mg/dl以上 | | 100mg/dl以上 | | 100mg/dl以上 | | 5.6%以上 | | | | |
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | | | |
| 40~44歳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45~49歳 | 2人 | | | | | | | | | 2人 | | | | | | | 2人 | | | | |
| 50~54歳 | 1人 | 1人 | 100.0% | | | 1人 | 100.0% | | | 1人 | | | | | | | 1人 | | | | |
| 55~59歳 | 3人 | 1人 | 33.3% | | | | | | | 3人 | 2人 | 66.7% | 1人 | 1人 | 100.0% | | | 3人 | 3人 | 100.0% | |
| 60~64歳 | 4人 | | | | | 1人 | 25.0% | | | 4人 | 2人 | 50.0% | 3人 | 1人 | 33.3% | | | 4人 | 3人 | 75.0% | |
| 65~69歳 | 15人 | 7人 | 46.7% | 2人 | 13.3% | 4人 | 26.7% | | | 15人 | 9人 | 60.0% | 10人 | 5人 | 50.0% | 1人 | | 15人 | 12人 | 80.0% | |
| 70~74歳 | 25人 | 12人 | 48.0% | 5人 | 20.0% | 2人 | 8.0% | 1人 | 4.0% | 25人 | 13人 | 52.0% | 18人 | 10人 | 55.6% | 1人 | 1人 | 100.0% | 25人 | 18人 | 72.0% |
| 合計 | 50人 | 21人 | 28.0% | 7人 | 14.0% | 8人 | 16.0% | 1人 | 2.0% | 50人 | 26人 | 52.0% | 34人 | 17人 | 50.0% | 2人 | 1人 | 50.0% | 50人 | 36人 | 72.0% |

イ. 保健・福祉関係

少子高齢化が急速に進み、家庭介護、養育機能が低下していく中、介護を必要とする人に対しては、介護保険事業・支援費制度、在宅福祉サービスを充実することにより、本人、介護者や家族の負担軽減を図ってきた。今後はそのサービスを低下することなく、保健事業とともに総合的な福祉事業を展開する必要がある。

ウ. 児童福祉関係

雇用機会の多様化や核家族化により、養育機能の低下が見られる。児童・保護者ともに支援を必要とする者に対して適切な支援を行うため、行政組織内の連携強化と、子育て支援施設の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア. 保健予防

人間ドックやがん検診を自分の身体を知る機会とし、生活習慣を見直していただく。そして、その人らしい生活を送ることができるよう生活習慣と一緒に考えた健康支援を行う。また、乳幼児期から老齢期にわたり、継続的に指導を行い、村民の健康保持増進、疾病の予防を推進する。

イ. 保健・福祉関係

地域福祉計画に基づき、訪問介護、通所介護、短期入所などの事業を中心にして、更に範囲を拡大し、事業の実施主体を社会福祉協議会に移管するなど、その経営方法について研究を進める。一方介護予防対策として、健康づくりや生きがい対策を推進し、保健・福祉が連携して地域完結型システムを構築する。

ウ. 児童福祉関係

子育てに関する相談・指導などの充実を図り、社会教育、青少年健全育成などと連携を保ち、地域全体で子育てを支援する。

保健師・保育士・学校教諭など関係者との連携強化及び情報共有を図り、児童個々及び保護者に対して適切な支援を行うための体制強化を行う。

(3) 計 画

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|---|--------------------------------|---------------------|----------|----|
| 6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 保 育 所 | 保育所施設整備 | 売木村 | |
| | (2) 高齢者福祉施設 高齢者生活福 祉センター | デイサービスセンター地下タンク改修工事 | 売木村 | |
| | | デイサービスセンター施設改修 | 売木村 | |
| | | デイハイエース更新 | 売木村 | |
| | | デイリフトバス更新 | 売木村 | |
| | | 生活支援ハウス運営事業 | 売木村 | |
| | | 生活支援ハウス改修事業 | 売木村 | |
| | そ の 他 | 居宅介護支援センター運営 | 売木村 | |
| | | 社会福祉協議会委託事業 | 売木村 | |

| | | | | |
|--|-----------------------|----------------|-----|--|
| | (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | 児童福祉 | 予防接種費用助成 | 売木村 | |
| | | 保育所施設補修 | 売木村 | |
| | | 加配保育士人件費 | 売木村 | |
| | 高齢者・障害者 福祉 | | 売木村 | |
| | | 生活支援ハウス運営事業 | 売木村 | |
| | | 生活支援ハウス改修事業 | 売木村 | |
| | | 居宅介護支援センター運営 | 売木村 | |
| | | 社会福祉協議会委託事業 | 売木村 | |
| | | 子育て支援センター施設補修 | 売木村 | |
| | | デイサービスセンター施設補修 | 売木村 | |
| | (4) その他 | | | |
| | 福祉医療費支給事業 | 売木村 | | |
| | 福祉バス更新 | 売木村 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

売木村公共施設等総合管理計画における、次の施設類型ごとの基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎地域対策に必要な事業を適切に実施していく。

ア. 子育て支援施設

計画的に実施する施設の点検・診断により、適切な維持管理、適時修繕を行い、施設の安全確保や長寿命化を図る。

イ. 保健・福祉施設

計画的に実施する施設の点検・診断により、必要な修繕を行い、施設の適切な維持管理を図る。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

医療体制については、国保直営診療所及び歯科診療所の医療環境整備を行い、診療所医師は県立病院からの派遣、歯科医師は業務委託により確保しているが、契約切れなどによる後継医師の確保が危ぶまれる。また、保健・福祉と一体となった地域医療が求められている。

さらに、近年の新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症が流行する中で、感染対策や予防接種などに対応していく必要がある。

(2) その対策

医療体制については、医師の確保により、医師の定着化に努める。診療所においては、老朽化した施設の整備を行うとともに、医療機器の充実や電子カルテなどの ICT を活用し、医療環境の充実を図る。また、近隣市町村との広域医療体制の整備にも取り組む。

さらに、住民の健康増進と福祉向上を図るため、保健師、栄養士による生活指導などの体制を強化し、医師との連携により地域完結型のシステム構築を図る。

新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、感染対策の徹底や、国や県、保健所と連携しながら予防接種を行っていき、感染予防を図っていく。

(3) 計 画

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|----------------|--------------------------------|-------------|----------|----|
| 7 医療の確保 | (1) 診療施設 診 療 所 | 医療機器整備 | 売木村 | |
| | | 医療機器更新 | 売木村 | |
| | | 歯科診療所医療機器更新 | 売木村 | |
| | | 医療機器修理 | 売木村 | |
| | (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院 | 診療所医師派遣委託 | 売木村 | |
| | | 診療所運営費 | 売木村 | |
| | | 歯科診療所医師業務委託 | 売木村 | |
| | | 医師住宅修繕 | 売木村 | |
| | | 医療機器修理 | 売木村 | |
| | | | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

計画的に実施する点検・診断により、必要な修繕を行い、施設の適切な維持管理を図るという売木村公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎地域対策に必要な事業を適切に実施していく。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育関連施設関係

平成2年から4年にかけて校舎の大規模改造事業を実施、平成21年度には耐震補強改修工事を実施したが、体育施設とともに劣化が見られ、改修・修繕による施設の長寿命化が望まれる。また、給食施設関係においてより安全で衛生的な施設の改修が望まれている。

イ. 地域の特色を生かした教育

小中併設校の良さを活かし、売木型「小中一貫教育」に取り組んでいるが、少子化に伴う児童生徒数の減少を見据え、教育機器や教材の導入や、山村留学制度の充実などによる、教育環境の整備が必要である。

ウ. 集会施設、社会教育施設関係

各地区の集会施設は、地域単位でのコミュニティ形成の上で重要な役割をもっている。また、平成13年に建設された「文化交流センター」は、多くの団体が利用し、社会教育や文化活動の拠点になっている。今後は、施設の適切な維持管理と有効活用が課題となってくる。

(2) その対策

ア. 学校教育関連施設関係

永く利用できるよう、各施設の修繕や改修を計画的に実施するとともに山村留学の推進、外部講師との連携により、児童生徒の力を伸ばすよう努める。学校給食施設においては、給食室ドライシステム化を推進し、より安全で衛生的な施設に改修する。

イ. 地域の特色を生かした教育

小中併設校の利点を生かした乗り入れ授業や地産地消型の給食、地域の伝統文化を取り入れた総合学習など、個性を活かした教育を推進する。また、ICTを活用した教育機器や教材の導入による教育環境の整備や、山村留学制度の充実や必要となる教員や指導者を確保し、教育環境を維持していく。

ウ. 集会施設、社会教育施設関係

集会施設や社会教育施設を維持し、NPO、各種団体、グループ、サークル等の育成支援に努める。

(3) 計 画

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 | |
|----------------|-------------------------------|-----------|------------------------------------|-----|--|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | 給食施設 | 学校給食室ドライシステム化推進 130 m ² | 売木村 | |
| | | その他 | 小中学校施設整備 | 売木村 | |
| | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育 | 小中学校施設整備 | | 売木村 | |
| | | 小中学校施設改修 | | 売木村 | |
| | | 放課後子ども教室 | | 売木村 | |
| | | 村費採用教員人件費 | | 売木村 | |
| | | 小中学校施設補修 | | 売木村 | |
| | | 山村留学の推進 | | 売木村 | |
| | | 外部講師との連携 | | 売木村 | |
| | | | | | |

| | | | |
|-----|--------------|-----|--|
| その他 | 山村留学施設補修 | 売木村 | |
| | 文化交流センター施設補修 | 売木村 | |
| | 集会施設補修 | 売木村 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

計画的に実施する施設の点検・診断により、適切な維持管理、適時修繕を行い、施設の安全確保や長寿命化を図るという売木村公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎地域対策に必要な事業を適切に実施していく。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

売木村の維持存続は、暮らしの基盤としてある 7 集落と 30 の小集落の運営と持続にあるが、少子、高齢化により年齢構成が偏り、自治機能が低下し、集落での活動が充分でなくなっている。そのため、集落での活動の中心となる若い世代の居住が望まれる。

(2) その対策

地域と行政が役割を分担し、地域が抱える課題を解決するために相互に補完し合う「協働」に取り組み、さらに地域内・地域間・広域地域での連携等も活用し、安心して暮らせる集落・地域・村づくりを行う。さらに、集落活動の体制強化のため、集落との共同による集落再編を推進する。

また、各集落の居住に考慮しながら定住促進のための住宅の整備を行う。

(3) 計 画

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|----------------|--------------------|---------------|----------|----|
| 9 集落の整備 | (1) 過疎地域集落再 編整備 | 定住促進団地整備 住宅整備 | 売木村 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

売木村公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎地域対策に必要な事業を適切に実施していく。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

豊かな自然や長い歴史の中で生まれ、地域の人々によって伝承されてきた習俗慣習や民俗芸能等の継承が、高齢化、後継者不足、社会情勢の変遷により困難になってきている。地域にある文

化的価値のあるものの腐食、老朽化がすすんでいる。

(2) その対策

文化的価値のあるものについては、村文化財の指定を行いその保護を図り、伝承的なものについては映像等による保存に取り組む。

(3) 計 画

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------|----------------|-----------|----------|----|
| 10 地域文化の振 興等 | (1) その他 | 文化財保護 5箇所 | 売木村 | |

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

農業集落排水処理施設をはじめとした公共施設への太陽光発電設備や小水力発電施設の設置を行っているが、そのほか再生可能エネルギーの取り組みは進んでいない状況である。

また、化石燃料が限りある資源であることや、その利用により大気汚染や地球温暖化など環境に深刻な影響を及ぼしていることから、可能な限り消費量を削減していく必要がある。

(2) その対策

公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、燃料消費量の削減を行い、地域環境への負荷の軽減に取り組む。

(3) 計 画

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|----------------------------|-----------------------|--------------|----------|----|
| 11 再生可能エ ネルギーの利用 の推進 | (1) 再生可能エネ ルギー利用施設 | 太陽光発電設備管理委託 | 売木村 | |
| | | 小水力発電施設補修 | 売木村 | |
| | | 再生可能エネルギーの導入 | 売木村 | |

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア. 電子自治体関係

行政事務処理の迅速化、効率化及び住民サービスの向上のため電子化及び公共施設間のネットワーク化を図ってきたが、技術革新が急速な中、そのセキュリティ対策と高度利用に対する設備機器の更新が今後必要となる。また、電子機器使用料や維持管理費が多額となっており、何らかの措置を講ずる必要がある。

イ. 指定避難所関係

指定避難所となっている文化交流センターの整備が十分でないため、今後想定される大規模な自然災害への対策が必要である。

ウ. 固定資産関係

固定資産税に係る現行の土地評価制度については、開始から25年以上経過しているが、開始当時に設定した状況類似地区・標準宅地の見直しは行っていない。道路の整備や人口動態による用途の変化等を考慮し、定期的に点検・見直しを行う必要がある。また、固定資産の評価には専門知識が必要なため、地目異動等が発生した際に苦慮している。

(2) その対策

ア. 電子自治体対策関係

今後必要に応じて機器更新を行い、セキュリティ対策を万全にする。
基幹系システムの見直しを実施し、経費抑制を図る。

イ. 指定避難所関係

文化交流センターに非常用電源を設置し、防災機能強化を図る。

ウ. 固定資産関係

自然災害や道路整備等地域の変化を考慮し、定期的に状況類似地区・標準宅地の点検・見直しを行う。必要に応じて不動産鑑定士等の精通者に協力を依頼する。

(3) 計 画

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------|-----------------------|-------------------|----------|----|
| 12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項 | (1) 電子機器整備事業 | 情報システム更新 | 売木村 | |
| | (2) 文化交流センター非常用電源設置事業 | 文化交流センター非常用電源設置費用 | 売木村 | |
| | (3) 固定資産基礎資料整備事業 | 固定資産基礎資料整備費用 | 売木村 | |

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------|----------------|------------------|----------|--|
| 2 産業の振興 | 第1次産業 | 集落施設修繕工事 | 売木村 | 観光施設の修繕補修に係る事業の実施は、観光産業を維持や、就業者の確保につながるなど、将来過疎地域の持続的発展に資する。 |
| | | 農業作業・農業用排水路修繕 | 売木村 | |
| | 観 光 | 観光事業育成支援 | 売木村 | |
| | | イベント助成 | 売木村 | |
| | | 休養村センター施設補修 | 売木村 | |
| | | 休養村運動施設補修 | 売木村 | |
| | | 温泉施設補修 | 売木村 | |
| | | 観光施設補修 | 売木村 | |
| | | 人材支援交流事業 | 売木村 | |
| 3 地域における情報化 | 情報化 | CATV 運営事業 | 売木村 | CATV 施設の整備に係る事業の実施は、コミュニティ等の情報発信による住民の豊かな生活環境をつくるなど、将来過疎地域の持続的発展に資する。 |
| | | CATV 施設改修 | 売木村 | |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | 公共交通 | 南部公共バス負担金 | 売木村 | 交通施設の整備、交通手段に係る事業の実施は、住民の交通手段の確保や道路施設の長寿命化による道路交通の確保など、将来過疎地域の持続的発展に資する。 |
| | | 村民バス運営費 | 売木村 | |
| | 交通施設維持 | 道路補修・舗装 | 売木村 | |
| | | 一斉道路補修 | 売木村 | |
| | | 橋梁修繕 村道13号線1号橋 | 売木村 | |
| | | 橋梁修繕 村道2号線合渡橋 | 売木村 | |
| | | 橋梁修繕 村道43号線陽梨橋 | 売木村 | |
| | | 村道54号線法面修繕 | 売木村 | |
| | | 作業道補修舗装 | 売木村 | |
| | | 道路維持費 | 売木村 | |
| 5 生活環境の整備 | 生 活 | 浄水場施設定期点検委託 | 売木村 | 上下水道施設等の維持管理に係る事業の実施は、生活環境の充実など、将来過疎地域の持続的発展に資する。 |
| | | 水質検査委託 | 売木村 | |
| | | 農集処理場維持管理委託 | 売木村 | |
| | | 農集処理場汚泥処理委託 | 売木村 | |
| | | 農集処理場流量調整槽ほか防食工 | 売木村 | |
| | | 簡易水道特別会計法適用化業務委託 | 売木村 | |

| 持続的発展施策 区 分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|---|-----------------------|-----------------|----------|---|
| | | 下水道特別会計法適用化業務委託 | 売木村 | |
| | | 住宅施設補修 | 売木村 | |
| | | 準用河川整備補修事業 | 売木村 | |
| | | 準用河川河床整理・護岸修繕 | 売木村 | |
| | | ガソリンスタンド事業助成 | 売木村 | |
| | | ガソリンスタンド設備更新助成 | 売木村 | |
| 6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進 | 児童福祉 高齢者・障害者福祉 | 予防接種費用助成 | 売木村 | 子育て支援や高齢者 等健康福祉向上に係 る事業の実施は、社 会福祉の充実を図 り、安心・安全な生 活環境が維持できる など、将来過疎地域 の持続的発展に資す る。 |
| | | 保育所施設補修 | 売木村 | |
| | | 加配保育士人件費 | 売木村 | |
| | | 生活支援ハウス運営事業 | 売木村 | |
| | | 生活支援ハウス改修事業 | 売木村 | |
| | | 居宅介護支援センター運営 | 売木村 | |
| | | 社会福祉協議会委託事業 | 売木村 | |
| | | 子育て支援センター施設補修 | 売木村 | |
| | | デイサービスセンター施設補修 | 売木村 | |
| 7 医療の確保 | 自治体病院 | 診療所医師派遣委託 | 売木村 | 医療の確保に係る事 業の実施は、医療環 境の充実を図り、住 民の安心・安全な生 活環境が維持できる など、将来過疎地域 の持続的発展に資す る。 |
| | | 診療所運営費 | 売木村 | |
| | | 歯科診療所医師業務委託 | 売木村 | |
| | | 医師住宅修繕 | 売木村 | |
| | | 医療機器修理 | 売木村 | |
| 8 教育の振興 | 義務教育 | 小中学校施設整備 | 売木村 | 教育関係施設の整備 や教育体制の構築に 係る事業の実施は、 教育環境の充実や地 域の特色ある教育の 提供など、将来過疎 地域の持続的発展に 資する。 |
| | | 小中学校施設改修 | 売木村 | |
| | | 放課後子ども教室 | 売木村 | |
| | | 村費採用教員人件費 | 売木村 | |
| | | 小中学校施設補修 | 売木村 | |
| | | 山村留学の推進 | 売木村 | |
| | | 外部講師との連携 | 売木村 | |